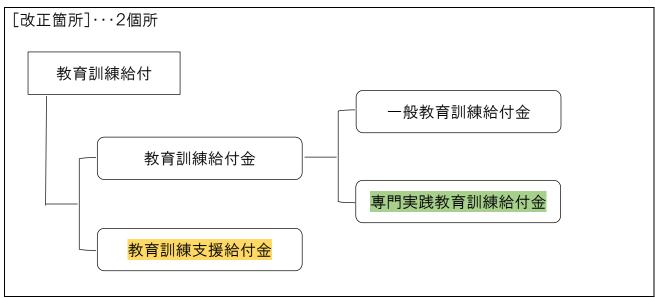
2018年 法改正 雇用保険法 教育訓練給付金

(平成30年1月1日施行)

[法改正の背景]

在職者の中長期的なキャリアアップを支援するため、専門実践教育訓練給付による支援を強化。 (訓練期間が長く、専門性が高いものが対象で、業務独占資格(看護師等)、専門職学位課程(MBA 等など)



- ●専門実践教育訓練給付金⇒①支給率 ②上限額 ③支給対象者の要件が改正
- ●教育訓練支援給付金⇒支給額の拡充

[専門実践教育訓練給付金 ①支給額]

改正前	改正後
100分の40	100分の50

受講者が支払った教育訓練経費の50%を支給

(資格取得等をした場合、追加で教育訓練経費の20%(合計70%)を支給)

四 成29年12月31日以前に受講開始した専門実践教育訓練は、従来通りの支給率 ⇒教育訓練経費の40%(資格取得等した場合、追加で教育訓練経費の20% 合計60%))

[専門実践教育訓練給付金 ② 上限額]

改正前	改正後
32万円	40万円

区支給の上限額は、年間40万円(資格取得等した場合、年間56万円)

四本成29年12月31日以前に受講開始した専門実践教育訓練の支給の上限額は、従来通り ⇒年間32万円(資格取得等した場合、年間48万円)

☑10年の間に複数回専門実践教育訓練を受講する場合

最初に専門実践教育訓練に係る教育訓練給付を受給した専門実践教育訓練の受講開始日を起点として10年を経過するまでの間に受講開始した専門実践教育訓練に係る教育訓練給付の合計額は、168万円が限度。

① 雇用保険の被保険者

専門実践教育訓練の受講開始日に雇用保険の被保険者の方のうち、支給要件期間が10年以上(初めて教育訓練給付金の支給を受けようとする方については2年以上)ある者

② 雇用保険の被保険者であった者

専門実践教育訓練の受講開始日に被保険者でない者のうち、離職日の翌日以降、受講開始日までが1年以内であり、かつ支給要件期間が10年以上(初めて教育訓練給付金の支給を受けようとする者については2年以上)ある者

①、②ともに、支給要件期間が <u>3年以上</u>(初めて教育訓練給付金の 支給を受けようとする方については2 年以上)ある者が支給対象

- ●上記要件に加え、平成26年10月1日以降、教育訓練給付金を受給したことがある場合、前回の教育訓練給付金受給日から今回受講開始日前までに10年以上経過していること。
- ●離職日の翌日以降1年間のうちに妊娠、出産等の理由により引き続き30日以上教育訓練の受講を開始することができない場合、

ハローワークに申請することにより、離職日の翌日から受講開始日までの教育訓練給付金の対象となり得る期間を最大4年まで延長が可能

⇒前回の教育訓練給付金受給日から今回受 講開始日前までに3年以上経過していること。

⇒最大20年まで延長が可能。

教育訓練支援給付金の改正

平成30年1月1日以降に受講開始する専門実践教育訓練からは、45歳未満の離職者のうち一定の要件を満たす者が対象となる「教育訓練支援給付金」の支給額は、基本手当日額に相当する額の80%に改正。

[支給額の改正]

改正前	改正後
基本手当の日額と同様に計算して得た額×	基本手当の日額と同様に計算して得た額×
100 分の50	100 分の80

[暫定措置の改正]

改正前	改正後
平成31年3月31日までの措置	平成34年3月31日までの措置